


所管部課	企画財政部 行政管理課		部長	田代 雄己		
件名	東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市手数料条例				
	部課機関	市民課				
<p>1. 要 旨</p> <p>住民票の除票と戸籍の附票の除票に関する保存及び適切な管理について定めることを目的として、住民基本台帳法の一部が改正され、「除かれた住民票」と「除かれた戸籍の附票」がそれぞれ「除票」と「戸籍の附票の除票」に法定化された。これに基づき東大和市手数料条例の一部改正が6月議会にて議決されたところである。このことに伴い、東大和市手数料条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容 第2条第1項表中における「除かれた住民票」を「除票」に、「除かれた戸籍の附票」を「戸籍の附票の除票」に改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正の内容に沿った対応が図られる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、「住民基本台帳法」が一部改正された。 令和2年6月5日 東大和市手数料条例の一部を改正する条例の公布 令和2年6月 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。